

いじめ防止基本方針

いわき市立小玉小学校

基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、小玉小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送り「みんなが明日も来たくなる学校」となるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、人権尊重を基盤とした人的・物的環境づくり、学習づくりに努める。その上でいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、会議・打合せ等で定期的に情報交換や確認、研修等を行い「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。

2 学校におけるいじめ対策のための組織

校長、教頭、該当担任、生徒指導主事、養護教諭からなる、いじめ防止等対策委員会を設置する。職員打合せ後、全職員で問題傾向を有する児童についての現状や指導についての情報交換をし、共通理解を図るための協議を運営する。いじめが確認された場合、対応の方針を立てる。

また、必要に応じて保護者、地域関係、外部専門家等を招聘し、情報収集や客観的な意見、助言を受け、いじめ対策に反映させていく。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について（別表）

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が発生した疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への説明と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

(2) 発生時の対応

- ① 市教委へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
 - ア 学校が主体となった場合
 - いじめ防止対策委員会で事実関係を調査する。
 - 被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 市教委へ報告し、指導助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - 加害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 全児童、保護者への説明
 - 再発防止のための指導
 - イ 学校の設置者（市教委）が調査主体となった場合
 - 設置者の指示のもと調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせその結果を公表する。

(別表) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

I 学校全体での取り組み

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させるなど、人権に関わる指導の充実を図る。(朝の会、帰りの会、道徳、集会活動) ○ 人権を尊重しながら、わかる・できる授業に努める。(校内研修) ○ 日頃から、いじめは「絶対に許さない」という指導を行うとともに、児童の話を聞く機会を設ける。(学校経営、学級経営、相談窓口) ○ 温かい人間関係づくりに努める。(学級経営、集会活動) ○ 道徳教育の充実を図る。「心のノート」等の資料の活用) ○ いじめに関する事例や指導法についての研修を定期的実施する。(現職教育) ○ インターネットの危険や情報モラルについて指導する。(特活・総合) ○ 正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○ 異学年交流を図る。(児童会活動、縦割り班活動) ○ 奉仕活動を通して、協力することの大切さを理解させる。
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ※ 下記の中で問題と思われることについては5W1Hで記録する。 ○ 朝の健康観察の強化を図る。(表情・身体的異常等の発見) ○ 日常生活の様子を観察し、交友関係などを把握する。 ○ 児童が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。 ○ いたずら等があったら直ちに対応し、原因を明らかにする。 ○ 定期的(学期に1回)に個人面談や困りごと調べのアンケートを実施し、情報を収集する。 ○ 校内のいじめ相談窓口(養護教諭)や外部のいじめ相談電話を周知する。
いじめの早期対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場を発見した場合は、まず止める。(状況によっては警察へ通報) 2 校長へ報告。 3 市教委へ報告(第1報)。 4 いじめ防止等対策委員会を開き、対応の方針を決める。 5 情報収集 ・被害児童(担任、養護教諭) ・加害児童(教務、生徒指導主事) 6 保護者と面談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡(教頭) ・ 面談(校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任の中から状況により決める) 7 校長へ報告 8 市教委へ報告(調査内容、対応等) 9 他の保護者への説明(校長、教頭、担任) <ul style="list-style-type: none"> ・ 場合により説明対象を全学年か対象学年かを判断する。 10 事後の対応(中学校へのSC派遣要請) <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童(担任、養護教諭、教務、SC) ・ 加害児童(担任、養護教諭、教務、SC、児童相談所等) ・ 他の児童への指導(担任、生徒指導主事) 11 再発防止策検討、全職員へ周知(いじめ防止等対策委員会)
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 記録は、5W1Hで記録をする。 ※ 対応内容、担当者、関係諸機関等は、いじめ防止等対策委員会で決める。
いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人からの聞き取りを行い事実を確認して、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。(記録をしながら聞き取り) <ul style="list-style-type: none"> ・ つらく悲しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ることを約束する。 ・ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図ることを伝える。 ○ いじめられた児童の心のケアに努める。

れた児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ後、定期的に個別面談（担任、養護教諭、カウンセラー等） ・ 日々の声かけ（全職員） <p>○ 保護者との面談を行う。（面談後に記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめが起きたことへの謝罪をする。 ・ 事実確認したことを伝える。 ・ 今後の対応について伝える。（いじめられた児童・いじめた児童・その他の児童への対応、再発防止のための対応）
いじめた児童	<p>○ 本人から事実を確認して、いじめをやめさせる。（記録をしながら聞き取り）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨む。 ・ いじめの理由や背景を突き止め、今後の生活態度等について共に話し合う。 ・ 場合によっては、関係機関にも対応してもらう。（カウンセラー、児童相談所、警察等） <p>○ いじめた児童の保護者との面談を行う。（面談後に記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認したことを伝える。 ・ いじめられた家庭への対応について話し合う。 ・ 今後の対応について伝える。（いじめられた児童・いじめた児童・その他の児童への対応、再発防止のための対応）
その他の児童	<p>○ 見ていた児童から事実を確認する。（記録をしながら聞き取り）</p> <p>○ 今後の生活について指導する。（指導後に記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは「絶対に許さない」ということを毅然とした態度で話す。 ・ 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・ 友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。
教師	<p>○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○ 未然防止の内容を徹底し、再発防止に努める。</p>

II 地域・家庭との連携

各家庭での取り組み	<p>◎ 学校では、以下のことについて文書や会合等で周知・啓発に努める。また、学級懇談や教育相談で話題に取り上げ、連携を深めていくようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの変化で気になることがあったときには、担任や学校に連絡すること。 ○ 自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気づくこと。 ○ ダメなときは「叱る」がんばったときは「褒める」こと。 ○ 母親だけではなく、父親も子育てに参加すること。 ○ 携帯電話やタブレット、ゲーム機、パソコンを使うルールを保護者と子どもで話し合っ て決めること。
地域での取り組み	<p>◎ 学校では、以下のことについて会合等で説明し、協力を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちとふれあう場や機会を設け、地域から守られているという安心感をもたせること。 ○ 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会ったときは、挨拶や声かけをすること。 ○ 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけること。また、子どもたちの様子で気になることがあったときには、学校に連絡すること。